

平成23年度 事務事業評価表(平成22年度分に係る報告)

評価対象事務事業名		妊婦相談			事業コード	0307
担当課等	所属名	市保健所 健康推進課			担当係名	
	課長名	健康推進課 津志田 和彦	担当者名	市保健所 健康推進課 小柳 美幸	電話番号	6214

1. 事務事業の基本情報

総合計画体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード 1	施策	みんなで支える子育て支援の展開	コード 6
	基本事業	母子保健・予防の推進	コード 3	関連予算 費目名	一般会計 4款 1項 2目 母子保健事業(002-01)	
	特記事項					
事業期間	○ 単年度 ● 単年度繰返 ○ 期間限定複数年度				⇒ (開始年度 昭和40年度～)	
事務事業の概要	妊娠届出のあった者に対して母子健康手帳を交付。母体に関することや出産・育児についての保健指導と母子関連情報を提供し母子の健康を保持増進する。					
根拠法令等	母子保健法9条・10条・15条・16条・17条					
この事務事業を開始したきっかけ(いつ頃どんな経緯で開始されたのか)						
母子保健法第9条(知識の普及)・10条(妊産婦の保健指導)・15条(妊娠の届出)・16条(母子健康手帳)・17条(妊産婦の訪問指導等)により、妊娠の届出にもとづき妊産婦相談を実施し、妊婦の健康増進を図る。						
この事務事業に対して関係者(市民、議会、事業対象者、利害関係等)からどのような意見・要望が寄せられているか						
平成4年度の旧都南村との合併により交付窓口を2箇所(都南総合支所、保健センター)で実施した。その後、平成9年度総合窓口化で保健センターの交付窓口を本庁舎別館に変更。盛岡市医師会からは、広さにゆとりを持つ相談窓口の設置やプライバシーの保護、相談しやすい雰囲気をつくることの提言のもと、改善を図ってきた。15年度には、喫煙集煙機の設置場所を移動し、受動喫煙の防止・改善が図られた。18年度玉山区との合併により、玉山総合事務所にも交付窓口を設置し、窓口は3箇所となり業務内容を統一し事業を実施している。						
事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令)はどう変化したか。今後の見通しはどうか						
社会環境の変化に伴う未婚妊婦や若年妊婦等が増加する中、経済不安や生活・育児基盤の弱い妊婦や夫に対し、育児力・経済力を見極めながら、関係課と連携した支援が必要となってきた。そのため、妊娠中から虐待予防も視野に入れ、妊婦の生活背景や不安の有無、内容、精神科疾患の既往などを把握し、早期に具体的な指導(母親教室や医療機関紹介など)につなげ継続支援していくこととなった。H21.4.1児童福祉法が改正され出産後の養育について出産前において支援を行なうことが必要な妊婦を『特定妊婦』とし、市町村において適切な支援を図ることになる。H20年度、県保健福祉計画(H20.4)に基づき、周産期医療情報の共有のための『岩手県周産期医療ネットワークシステム』が構築され、平成21年4月から運用が開始された。当市としては、加入に向けて検討している。						

2. 事務事業の実施状況(Do)

①対象 (誰を、何を対象としているのか)	市内居住の全妊産婦(その家族)	⇒	②対象指標 (対象の大きさを示す指標)	A. 全妊婦数	単位	人
				B.	単位	
				C.	単位	
③手段 (事務事業の内容、やり方、手順)	22年度実績(22年度に行った主な活動) ①妊婦相談窓口で配布物等の準備 ②本庁、都南分室、玉山総合事務所3箇所のいずれかに妊娠を届出した者に対し、保健師が面接を行い、母子健康手帳とパンフレット等を交付、妊婦の生活環境や心身状況など多様な問題を把握し個別に支援を行う。 ③データーの入力・報告事務 ④フォロー基準に基づき要支援妊婦を把握し、必要時医療機関と連携を図りながら、訪問指導など継続した支援につなげていく。 23年度計画(23年度に計画している主な活動) 22年度と同様	⇒	④活動指標 (事務事業の活動量を示す指標)	A. 相談件数	単位	人
				B. 妊娠届出書送付枚数 妊娠届出書送付医療機関数	単位	枚 箇所
				C. 要指導者数	単位	人
⑤意図 (この事業により対象をどのように変えるのか)	①妊娠中の健康管理についての知識を得、喫煙や飲酒などの生活習慣を見直す機会にする。 ②制度、サービスの情報を得ることによって必要時その活用ができる。 ③継続支援が必要な妊婦に対しては、保健師の訪問や電話での相談や助言を受けることにより、妊娠・出産に自信がもてる	⇒	⑥成果指標 (意図の達成度を示す指標)	A. 妊娠・出産に対する情報を得ることができたと答えた妊婦の割合 【指標の性格:●上げる ○下げる ○維持する】	単位	%
				B. 妊娠中の喫煙が改善した割合 【指標の性格:●上げる ○下げる ○維持する】	単位	%
				C. 要指導者(若年妊婦の支援含)に対する訪問割合 【指標の性格:●上げる ○下げる ○維持する】	単位	%
⑦結果 (上位基本事業の意図:上位の基本事業にどのように貢献する)	健康が保たれる	⇒	⑧上位成果指標 (上位基本事業の成果指標)	3歳児健康診査受診率(単位:%) 妊婦健康診査受診率(単位:%)		



2. 事務事業の実施状況(続き)

⑨事務事業の各種指標の実績及び目標値

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	目標年度 目標値
対象 指標A	全妊婦数	人	2825	2901	2800	2649	2,700	2,700	24 年度 2,700
対象 指標B									年度
対象 指標C									年度
活動 指標A	相談件数	人	2825	2901	2800	2649	2,700	2,700	24 年度 2,700
活動 指標B	妊娠届出書送付枚数 妊娠届出書送付医療機関数	枚 箇所	4000	4000	4000	4000	4,000	4,000	24 年度 4,000
活動 指標C	要指導者数	人	134	132	150	189	190	190	24 年度 190
成果 指標A	妊娠・出産に対する情報を得ることができたと答えた妊婦の割合	%	95.1	96.0	95	99.2	97.6	97.6	24 年度 97.6
成果 指標B	妊娠中の喫煙が改善した割合	%	85	100	100	100	100	100	24 年度 100
成果 指標C	要指導者(若年妊婦の支援含)に対する訪問割合	%	77.3	68.8	80	80	85	85	24 年度 85

⑩事務事業に係る事業費

区分	指標名	単位	20 年度実績	21 年度実績	22 年度計画	22 年度実績	23 年度計画	24 年度計画	*****
事業費	A	千円	1,235	1,235	1,250	1,262	1,392	1,392	*****
財源 内訳	④国	千円							*****
	⑤県	千円							*****
	⑥地方債	千円							*****
	⑦一般財源	千円	1,235	1,235	1,250	1,262	1,392	1,392	*****
	⑧その他	千円							*****
	合 計 (④～⑧) (=A)	千円	1,235	1,235	1,250	1,262	1,392	1,392	*****
延べ業務時間数		時間	2,612	2,612	2,612	2,612	2,612	2,612	*****
職員人件費 (B)(臨時職員賃金は、事務費に含む)		千円	10,448	10,448	10,448	10,448	10,448	10,448	*****
トータルコスト (A) + (B)		千円	11,683	11,683	11,698	11,710	11,840	11,840	*****

3. 事務事業の評価(See)

必要性評価	①施策体系との整合性 この事務事業の意図は、結果(政策体系)に結びついていますか？	☐ 見直す余地がある ☒ 結びついている	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	②公共関与の妥当性 市がやるべき事業ですか？ 税金を使って達成する目的ですか？	☐ 見直す余地がある ☒ 妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	③対象の妥当性 対象の設定は現状のままでいいですか？ 広げられませんか？ また絞らなくてよいですか？	☐ 拡大または絞る余地がある ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	④意図の妥当性 意図(何を狙っているのか)を絞ったり拡大したりして、成果向上できませんか？	☐ 拡大または絞ることができる ☒ 現状で妥当である	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
有効性評価	⑤成果の向上余地 成果がもっと向上する余地はありますか？	☒ 向上余地がある ☐ 向上余地がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑥廃止・休止の影響 事業を廃止・休止した場合、施策の成果に及ぼす影響はありますか？	☐ 影響がない ☒ 影響がある	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑦類似事務事業との関係 類似の事務事業(国、県、市の内部、民間)はありますか？	☒ 類似事業がある ☐ 類似事業がない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
効率性評価	⑧事業費の削減余地 成果を下げずに事業費を節減できる余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑨人件費の削減余地 成果を下げずに人件費(延べ業務時間数)を削減する余地はありますか？	☐ 削減余地がある ☒ 削減できない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
	⑩受益機会の適正化余地 受益機会の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ
公平性評価	⑪費用負担の適正化余地 受益者の費用負担の適正化余地はありますか？	☐ 適正化余地がある ☒ 公平・公正である ☐ 特定の受益者はいない	⇒ 4. 事務事業の改革案へ

4. 事務事業の改革案(Plan)

改革／改善方向	①改善の方向性(この事務事業をどう変えていくか、廃止や拡充、事業方式改善など) ※複数ある場合は、代替案その1、代替案その2とすること 代替案その1 継続支援が必要な妊婦の中から、『特定妊婦』を特定し、妊婦の生活背景や不安の有無、内容を把握し、早期に具体的な指導や専門機関に紹介するなど対応をしていく必要がある。そのためには、主治医の産婦人科医をはじめ、関係機関とフォローの必要な妊婦の情報を共有し早期に対応できるような体制を整えていく必要がある。 また、出産後の養育支援も含め、母子保健、育児支援に関する関係課と連携した情報の提供に努める。
	②改革、改善を実現していく際に想定される問題点は何ですか？ それをどう克服していきますか？ (関連部門や全庁的な調整の必要性、トップへの要望も含む) 現在、産婦人科医等の会議で継続支援が必要な妊婦について検討している段階だが、『特定妊婦』の対象者について検討し、産婦人科医と小児科や精神科など専門の医療機関との連携も含め、妊婦の情報を共有し早期に対応できるように体制を整備していく。今後も母子保健、並びに養育支援についても医療機関や関係課と協議していく必要がある。

5. 課長意見

一次評価	(1)一次評価者としての評価結果 ① 必要性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ② 有効性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ③ 効率性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり ④ 公平性 ● 妥当 ○ 見直し余地あり	 (2)全体総括(振り返り、反省点) 核家族化による子育て環境の変化や最近の不安定な社会情勢等複合的な要因により、出産前から支援の必要な妊婦が増加しており、母体保護とともに子育て支援の観点から心理的ケアの必要なケースも増加している。
	今後の方向性と改革改善案 ☐ 終了 ☒ 継続  ☐ 廃止 ☐ 休止  ☒ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない) ☐ 改革改善を行う ☐ 事業統廃合・連携  方向付けの理由と改革改善の内容 事業を継続しながら、医療機関や他の子育て支援等制度を運用する機関や関係課との連携をさらに図る必要がある。	